第３節 単価契約図面作成業務実施要領

（案）及び単価決定基準（案）

第１項　単価契約図面作成業務実施要領（案）　……５－８
第２項　単価契約図面作成業務単価決定基準（案）　……５－11

技術管理課

第１項　単価契約図面作成業務委託実施要領（案）

１．目的

この要領は事務所の工事発注等において設計済成果の一部修正、数量分割等、緊急を要する業務を単価契約方式で委託する場合の必要な事項を定め、事務所等における業務の効率化を図るとともに統一的運用に資するものである。

２．委託できる範囲

１）河川又は道路の工事発注等において、既に完了している詳細設計成果をもとに、工事発注単位の数量分割、各種計算書のとりまとめ、図面の修正（自治体、地元との再協議図面の修正を含む）等に関する業務とする。

２）業務内容は設計条件を一部変更し、安定、応力計算を行って断面の決定を行う程度の計算を含むものとするが、高度な線形計画、複雑な構造計算及び新規設計業務は対象としない。

３）対象図面等の種類

①河　川　関　係　　○印は各係数適用工種

種　　類	規　格	工種係数	難易度係数
１平　面　図	Ａ－１	○	○
２縦　断　図	〃	○	○
３横　断　図	〃	○	○
４標準横断図	〃		○
５小構造物図	〃		○
６数量計算書	Ａ－４～Ａ－３		○
７一般構造物図	Ａ－１		○
８設計計算書	Ａ－４～Ａ－３		
９調査測量図	Ａ－１		

※工種係数：築堤護岸＜片岸・坂路有＞(1.2)～護岸＜片側・根固＞（0.2）までの６工種

難易度係数：難易度１(1.75)～難易度７(0.25)

②道　路　関　係

○印は各係数適用工種

種　　類	規　格	工種係数	車線係数	難易度係数
1平　面　図	Ａ－１	○	○	○
2縦　断　図	〃			○
3平面及び縦断図	〃	○	○	○
4横　断　図	〃			○
5標準横断図	〃			○
6小構造物図	〃			○
7各種展開図	〃			○
8数量計算書	A4～A3			○
9一般構造物図	Ａ－１			○
10設計計算書	A4～A3			
11調査測量図	Ａ－１			

※工種係数：改良舗装(1.3)～改良(1.0)までの４工種
　車線係数：車道＋歩道又は側道付き(1.1)～歩道又は側道のみ(0.9)までの３工種
　難易度係数：難易度１(1.75)～難易度７(0.25)

３．業務単価決定の積算等について

１）単価決定のための積算は、別に定める「単価契約図面作成業務単価決定基準（案）」によるものとする。

２）契約書は、「業務等委託契約書（単価契約）」によるものとする。

４．検収等について

発注から検収までの手続きについては、「契約書」及び「特記仕様書」によるほか、特に当該業務発注担当課（窓口）と利用する課が異なる場合は、発議から検収まで一定のルールを作成し、発注確認漏れ、伝票等の紛失等が無い様十分に留意されたい。

５．その他

１）対象図面等毎の予定数量についてはある程度の見込みを立て、無意味な数量としないよう注意されたい。

２）各工種は難易度等により業務単価が異なることから、契約後は一定期間毎に数量、金額のチェックを行い、適正な予算管理に努める必要がある。

３）本業務は「２．委託できる範囲」に示す内容をおこなうものであり、本実施要項（案）に定める適用範囲外の業務を実施する場合は別途発注すること。

第２項　単価契約図面作成業務単価決定基準（案）

１．適用範囲

この基準（案）は、単価契約図面作成業務の基準となる単価（基準単価）により委託する場合に適用する。

２．基準となる単価の決定方法

基準単価＝「設計業務等積算基準」に該当する項目の内［業務単価×予定数量］が最大の業務

- 最大となる業務の直接費
- 最大となる業務の間接費
- 最大となる業務の消費税相当額

３．業務単価構成費目の内容

「設計業務等積算基準」に準ずる。

ただし、調査測量図については、「測量業務積算基準」に準ずる。

４．単価の積算

①積算方式

必要とする業務毎に、次の方式により各業務単価を積算するものとする。

各業務単価＝［直接人件費＋その他原価＋一般管理費等］×修正係数
＋（消費税相当額）

ただし、調査測量図単価＝［直接人件費＋直接経費＋諸経費］
＋（消費税相当額）

単価算出過程における端数処理は小数点以下切り捨てとする。

単価比率（％）の算出においては、小数第４位以下を切り上げるものとする。

②各構成要素の算定

（イ）直接人件費

直接人件費は、設計業務等の処理に従事する技術者の職階に応じた基準日額により算出するものとする。ただし、測量業務（調査測量図）は、測量作業に従事する技術者の職階に応じた基準日額により算出するものとする。

（ロ）直接経費

直接経費は、測量業務（調査測量図）を実施するに要する材料費、機器等で、次式により算定して得た額とする。

直接経費＝直接人件費×５％

（ハ）その他原価

その他原価は、次式により算定して得た額とする。

（その他原価）＝（直接人件費）×α／（１－α）

ただし、αは３５％とする。

（ニ）一般管理費等

一般管理費等は次式により算定して得た額とする。

（一般管理費等）＝（直接人件費＋その他原価）×β／（１－β）

ただし、βは３５％とする。

（ホ）諸経費

諸経費は、次式により算定して得た額とし、測量諸経費率は、次に示す率又は変数値を用い、算出式により求めた値とする。

諸経費＝（直接人件費＋直接経費）×（測量諸経費率）

（１）諸経費率標準値

直接人件費と直接経費の合計	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	（２）の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	95.8％	288.50	-0.084	61.4％

（２）算出式

$$z = A \times X^{b}$$

ただし、ｚ：測量諸経費率（単位：％）

Ｘ：直接人件費と直接経費の合計（単位：円）

Ａ，ｂ：変数値

（注）諸経費率の値は，小数点以下第２位を四捨五入して小数点以下１位止めとする。

（ヘ）消費税相当額

消費税相当額は、業務単価に消費税率を乗じて得た額とする。

５．直接人件費対象技術者

技師（Ａ）、技師（Ｂ）、技師（Ｃ）、技術員とする。

なお、調査測量図については測量技師、測量技師補、測量助手とする。

６．標準歩掛及び単価表

（１）河川関係

業務名	a 枚/km 又は 枚/箇所	直接人件費				b 直接人件費計	c １枚当り単価 b/a	d 修正係数 (0.57)	e 修正単価 c×d	f 予定数量	g 作業金額 e×f	h 間接費加算単価	i 単価比率 (%)	j １枚当り単価 ※基準単価	予定額
		技師（Ａ）	技師（Ｂ）	技師（Ｃ）	技術員										
平面図	３	０．７	１．８	１．４	１．１										
縦断図	３	０．３	０．８	０．６	０．５										
横断図	２５	０．９	１．４	２．３	２．７										
標準横断図	３	０．１	０．２	０．３	０．３										
小構造物図	１１	１．０	１．０	２．５	３．０										
一般構造物図	４	－	０．８	２．０	２．８										
数量計算書	９０	－	２．５	４．３	５．６										
設計計算書	１５	－	０．８	２．０	－										

設計業務における「間接費加算単価」は、各業務項目毎に算出された「ｅ（修正単価）」に対する、「その他原価」「一般管理費等」を算出し加えた値の小数点以下を切り捨てた値。
「間接費加算単価」の算出過程における「その他原価」、「一般管理費等」の算出の際には端数処理は行わない。

（２）道路関係

業　務　名	ａ枚/km 又は 枚/箇所	直　接　人　件　費			ｂ直接人 件費計	ｃ１枚当 り単価 b/a	ｄ修　正 係　数 (0.57)	ｅ修　正 単　価 ｃ×ｄ	ｆ予　定 数　量	ｇ作　業 金　額 ｅ×ｆ	ｈ間接費 加　算 単　価	ｉ単　価 比　率 (%)	ｊ１枚当 り単価 ※基準単価	予定額
		技師（Ｂ）	技師（Ｃ）	技　術　員										
平　面　図	３	１．８	１．７	１．３										
縦　断　図	３	０．８	０．７	０．６										
平面及び 縦断図	３	２．６	２．４	１．８										
横　断　図	２５	１．８	２．９	３．４										
標準横断図	１	０．２	０．３	０．４										
小構造物図	６	１．４	２．２	３．０										
各種展開図	５	０．６	０．９	１．３										
一般構造物図	４	１．０	２．０	２．９										
数量計算書	９０	１．８	４．７	７．０										
設計計算書	１５	１．５	１．６	－										

設計業務における「間接費加算単価」は、各業務項目毎に算出された「ｅ（修正単価）」に対する、「その他原価」「一般管理費等」を算出し加えた値の小数点以下を切り捨てた値。
「間接費加算単価」の算出過程における「その他原価」、「一般管理費等」の算出の際には端数処理は行わない。

（３）調査測量図（河川関係、道路関係共通）

	a 測量当り枚数	直接人件費			b 直接経費（直人費５％）	c 直接費計	d １枚当り単価 c／a	e 予定数量	f 業務金額 d×e	g 間接費加算単価	h 単価比率（％）	１枚当り単価 ※基準単価	予定額
		測量技師	測量技師補	測量助手									
調査測量図 (S=1/1000)	２０	４．５	１１．０	３．５									

測量業務（調査測量図）における「間接費加算単価」は、算出された「f（業務金額）」に対する「諸経費」を算出し加えた値の小数点以下を切り捨てた値。

７．修正係数

標準歩掛は、図面等修正の程度が特に大きなものを対象としている。単価の積算においては、修正の程度が中程度のもの（難易度係数１．００）に修正した単価を基準単価に反映させることとし、下表のとおり０．５７の修正係数を乗じて修正単価を算出するものとする。

難易度係数	1.75	1.50	1.25	1.00	0.75	0.50	0.25
修正係数	1.00			0.57			

ただし、設計計算書及び調査測量図は１．００とする。

８．業務価格の算定

（１）河川関係

※１　※２

１枚当り単価＝契約単価×難易度係数×工種係数

※１　難易度係数

難易度	1	2	3	4	5	6	7
係数	1.75	1.50	1.25	1.00	0.75	0.50	0.25

※２　工種係数（平面図、縦断図、横断図のみを対象とする。）

適用区分	築堤護岸詳細		築堤詳細		護岸詳細(片岸)	
	片岸	片岸坂路有	片岸	片岸坂路有	根固有	根固のみ
平面図	１．０	１．２	０．７	０．８	０．４	０．２
縦断図	１．０	１．２	０．７	０．８	０．４	０．２
横断図	１．０	１．２	０．７	０．８	０．４	０．２

（２）道路関係

※１　※２　※３

１枚当り単価＝契約単価×難易度係数×工種係数×車線係数

※１　難易度係数

難易度	1	2	3	4	5	6	7
係数	1.75	1.50	1.25	1.00	0.75	0.50	0.25

※２　工種係数（平面図、平面及び縦断図のみを対象とする。）

区分	改良	舗装	改良舗装	舗装修繕
係数	１．０	１．１	１．３	１．０

※３　車線係数（平面図、平面及び縦断図のみを対象とする。）

区分	車道のみ	歩道又は側道付き	歩道又は側道のみ
係数	１．０	１．１	０．９

（３）調査測量図

図面枚数２枚／補測日数１日を標準（＝難易度４）として、適宜判断して適用する。

９．調査基準価格の算出

①調査基準価格割合（Ｋ）を算定

Ｋ（※１）＝（ａ＋ｂ）／（Ａ＋Ｂ）

Ａ：測量予定業務を全て実施した場合の業務価格

ａ：Ａに対する調査基準価格（※２）

Ｂ：設計予定業務を全て実施した場合の業務価格

ｂ：Ｂに対する調査基準価格（※２）

※１：端数処理しない

※２：小数点以下切り捨て

Ａ，Ｂの業務価格の算出方法は、「５．標準歩掛及び単価表」の各業務項目（平面図、縦断図等）毎に算出された各構成費目毎（直接人件費、その他原価等）の値を使用するものとする。したがって、「一般管理費等」の合計については、「直接人件費」と「その他原価」との合計により、「業務価格」と同じになる様に調整する。

各業務項目の予定額の算出方法は、予定数量に１枚当り単価を掛けた値。

＜調査基準価格割合算出例＞

測量業務直接測量費の合計 259,240 円
諸経費の合計 236,420 円
合計 495,660 円‥‥‥Ａ

設計業務直接人件費の合計 26,824,120 円
その他原価の合計 14,444,784 円
一般管理費の合計 22,221,986 円
合計 63,490,890 円‥‥‥Ｂ

調査基準割合Ｋ＝（a＋ｂ）／（Ａ＋Ｂ）
＝（353,808＋46,491,020）／（495,660＋63,490,890）
＝46,844,828／63,986,550 （※３）
※３：端数処理しない

③調査基準価格の算定

調査基準価格【税抜き】（※４）＝今回業務の基準単価【税抜き】×Ｋ

※４：少数点以下切り捨て